

雇用類似の働き方に係る論点整理等に関する検討会 開催要綱

1 趣旨

雇用類似の働き方については、その働き方が拡大している状況に鑑み、「働き方改革実行計画」（平成 29 年 3 月 28 日働き方改革実現会議決定）において「順次実態を把握し、雇用類似の働き方に関する保護等の在り方について、有識者会議で法的保護の必要性を含めて中長期的に検討する」とされ、これを受け、「雇用類似の働き方に関する検討会」（平成 30 年 3 月 30 日報告書公表）において、雇用類似の働き方に関する実態把握・課題整理等が行われた。

その後、「労働政策審議会労働政策基本部会」において、引き続き、雇用類似の働き方に関する保護等の在り方について議論を行い、同部会報告書（平成 30 年 9 月 5 日労働政策審議会了承）において、「法律、経済学等の専門家による検討に速やかに着手することが必要である」旨指摘されている。

あわせて、「規制改革実施計画」（平成 30 年 6 月 15 日閣議決定）において、放送に係る制作現場での雇用類似の働き方について、実態と課題の整理・分析を行い、雇用類似の働き方の保護等の在り方についての全般的な検討の材料とするとともに、放送に係る制作現場における当面の必要な措置につき検討することとされている。

こうした状況を踏まえ、雇用類似の働き方に係る論点整理等を行い、その保護等の在り方について検討を行うため、法律、経済学等の有識者からなる本検討会を開催する。

2 検討事項

以下の事項を中心に検討を行う。

- (1) 雇用類似の働き方に係る論点整理等
- (2) 放送制作現場における実態把握、課題整理及び当面の必要な措置の検討等
- (3) その他

3 委員

- (1) 検討会の委員は、別紙のとおりとする。
- (2) 検討会の座長は、委員の互選により選出し、座長代理は、必要に応じて座長が指名する。
- (3) 座長は、必要に応じて関係者の出席を求めることができる。

4 検討会の運営

- (1) 検討会は、厚生労働省雇用環境・均等局長が有識者の参集を求めて開催する。
- (2) 検討会の庶務は、厚生労働省雇用環境・均等局在宅労働課において行う。
- (3) 検討会は、原則として公開する。ただし、特段の事情がある場合には、座長の判断により、非公開とすることができる。
- (4) この要綱に定めるもののほか、本検討会の運営に関し必要な事項は、本検討会において定める。

雇用類似の働き方に係る論点整理等に関する検討会
委員名簿

芦野 訓和	東洋大学法学部教授
阿部 正浩	中央大学経済学部教授
荒木 尚志	東京大学大学院法学政治学研究科教授
安藤 至大	日本大学経済学部教授
小畑 史子	京都大学大学院人間・環境学研究科教授
鹿野 菜穂子	慶應義塾大学大学院法務研究科教授
鎌田 耕一	東洋大学名誉教授
川田 琢之	筑波大学ビジネスサイエンス系教授
桑村 裕美子	東北大学大学院法学研究科准教授
鈴木 俊晴	茨城大学人文社会科学部法律経済学科准教授
土田 和博	早稲田大学法学学術院教授
長谷川 聡	専修大学法学部教授
水町 勇一郎	東京大学社会科学研究所教授
村田 弘美	リクルートワークス研究所グローバルセンター長

(五十音順・敬称略)